

個人情報ファイル簿

登録年月日	平成21年 3月16日	個人情報を取り扱う権限を有する組織の名称	福祉部 子育て支援課 児童福祉係
登録番号	4		
個人情報ファイル	名称	児童手当事務	
	目的(範囲)	手当の支給決定処分を行うため下記①～③の情報を取得する。①申請漏れ防止を目的とした取手市住民税課税台帳内給与特徴事業所情報の取得②申請漏れ防止を目的とした国保年金課より受給者及び配偶者の保険証種類及び現住所地等の確認③その他関係各課から手当支給に要する情報の取得 中学校卒業まで(15歳の誕生日後の最初の3月31日まで)の児童を養育している方 家庭児童相談室、国保年金課、保健センター等関係各課 児童手当支給に関する窓口業務については本課及び藤代総合窓口課を主として担うものとする。	
	根拠法令等		
	事務の開始・変更年月日	昭和46年 9月 4日 開始 令和 3年12月20日 変更 (最終更新)	
個人情報の記録の項目名			
基本的事項	心身及び家庭生活	社会生活及び資産収入	
■氏名 ■性別 ■生年月日 ■年齢 ■国籍・本籍 ■住所 ■電話番号 □電子メールアドレス □FAX番号 □印影 ■口座情報	□趣味 ■家族状況 □親族関係 ■婚姻歴 □住居状況	□職業・職歴 □学業・学歴 □資格 □賞罰 □成績・評価 □職業上の地位 ■財産・収入状況 □納税状況 □公的扶助 □取引状況 □負債状況	
その他	個人識別符号	要配慮個人情報	
■学校給食費・保育料の児童手当よりの □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □	□旅券番号 □基礎年金番号 □運転免許証番号 □住民票コード ■個人番号 □国民健康保険被保険者証記号及び番号 □後期高齢者医療制度被保険者証番号 □介護保険被保険者証番号 ■社会保険被用者証記号及び番号、資格 □ □ □ □ □	□人種 □信条(思想, 宗教含む) □社会的身分(固着のものに限る) □病歴 □犯罪の経歴 □犯罪により害を被った事実 □障害 □医師等による健康診断等の結果 □上記の結果による指導・診療・調剤 □刑事事件に関する手続 □少年の保護事件に関する手続	

個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第21条第7項に該当するファイル <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
個人情報の記録の形態	<input checked="" type="checkbox"/> 公文書 <input type="checkbox"/> 図画 <input checked="" type="checkbox"/> 電磁的記録 (CD))	
要配慮個人情報 が含まれるときは、その旨	含まない	
個人情報の 収集方法等	<input checked="" type="checkbox"/> 本人からの収集 <input checked="" type="checkbox"/> 本人以外からの収集 () ・収集先 (取手市住民税課税台帳) ・収集方法 (取手市住民税課税台帳オンライン) ・根拠法令等 (児童手当法第28条)	
個人情報の 目的外利用 の有無	<input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/> 有 () ・利用先 (保健給食課、子育て支援課、(保育料滞納者徴収事務)) ・根拠法令等 (児童手当法第22条の3) ・利用先における用途 (給食費、保育料滞納整理) ・利用する情報 (児童手当受給状況) ・時期、頻度 (6月・10月・2月)	
記録情報の 経常的提供 先	<input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/> 有 () ・提供先 (官公署) ・根拠法令等 (児童手当法第28条) ・提供先における用途 (処分等の調べ) ・提供する情報 (基本的事項に関する状況、家庭状況、受給状況) ・時期、頻度 (随時)	
開示請求等を受 理する組織の名 称及び所在地	(名 称) 取手市長 (所在地) 〒302-8585 茨城県取手市寺田5139番地	

訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	
個人情報の保管場所及び保護措置	電磁的記録については、セキュリティロックにて入退室管理を行っている部屋に設置したサーバー内に保管している。サーバーへのアクセスにはID/パスワードによる認証が必要である。文書については、使用后廃棄している。
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	(実施なし)
行政機関等匿名加工情報の概要	(実施なし)
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	(実施なし)
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	(実施なし)
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	含まない

個人情報の入手

- 本人以外からの収集 ()
- ・収集先 (学務課・保健給食課 (給食費、学校経費等徴収事務)、子育て支援課 (保育料等滞納者徴収事務) 子育て支援課)
 - ・収集方法 (文書)
 - ・根拠法令等 (児童手当法第21条及び22条、28条)

個人情報の目的外利用

- ()
- ・利用先 (子育て支援課 (家庭相談室、要保護児童対策地域協議会))
 - ・根拠法令等 (児童虐待防止法第13条の3、児童福祉法第25条の3)
 - ・利用先における用途 (虐待通告、要保護児童の家庭環境調査)
 - ・利用する情報 (基本的事項に関する状況、家庭状況、財産・収入状況)
 - ・時期, 頻度 (随時)
- ()
- ・利用先 (保健センター)
 - ・根拠法令等 (児童虐待防止法13条の3)
 - ・利用先における用途 (家庭状況把握)
 - ・利用する情報 (基本的事項に関する状況、家庭状況、)
 - ・時期, 頻度 (随時)
- ()
- ・利用先 (子育て支援課 (児童福祉係))
 - ・根拠法令等 (府子本第440号「令和2年度子育て世帯への臨時特別給付金について」、府子本第575号「令和2年度子育て世帯への臨時特別給付金の支給について」)
 - ・利用先における用途 (子育て世帯への臨時給付金支給事務)
 - ・利用する情報 (氏名、住所、電話番号、口座情報)
 - ・時期, 頻度 (令和2年5月21日から令和3年3月31日)
- ()
- ・利用先 (子育て支援課 (児童福祉係))
 - ・根拠法令等 (令和2年度取手市子育て世帯応援臨時給付金支給事業実施要綱)
 - ・利用先における用途 (子育て世帯応援臨時給付金支給事務)
 - ・利用する情報 (氏名、住所、電話番号、口座情報)
 - ・時期, 頻度 (令和2年7月20日から令和3年3月31日)
- ()
- ・利用先 (社会福祉課 (臨時特別給付対策室))
 - ・根拠法令等 (令和3年度子育て世帯への臨時特別給付金支給要領)
 - ・利用先における用途 (令和3年度子育て世帯への臨時特別給付金支給事務)
 - ・利用する情報 (氏名、住所、電話番号、口座情報)
 - ・時期, 頻度 (令和3年12月1日から令和4年3月31日)

空 欄